

## 坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していないもの（以下「潜在保育士」という。）および新たに本市の私立保育施設等にて勤務するために本市に転入する者等に対し、予算の範囲内で坂出市潜在保育士等就職支援奨励金（以下「就職奨励金」という。）および坂出市潜在保育士等転入支援奨励金（以下「転入奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、本市の私立保育施設等における保育士の確保を図り、児童福祉の向上に資することを目的とする。

### (交付の対象者)

第2条 就職奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げる市内の保育施設等（設置者が国または地方公共団体であるものを除く。以下「私立保育施設等」という。）において保育士として新たに勤務する者で、市税等の滞納のない者
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
  - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
  - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
  - エ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日付け府子本第370号，雇児発0427第2号内閣府子ども・子育て本部統括官，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添）第2の1に規定する企業主導型保育事業を行う施設のうち地域枠を設けている施設
- (2) 勤務条件が週30時間以上の保育士業務となっている私立保育施設等に就職する者
- (3) 私立保育施設等に就職した年度の次の年度に第4条の規定による初年度の交付申請をする場合にあっては、当該交付申請を行う日において前号の勤務条件により継続して当該市立保育施設等に保育士として勤務する者

(4) 第4条の規定による初年度の交付申請をする日において、この要綱の規定による奨励金の交付を受けていない者

(5) この要綱と同趣旨の他の地方公共団体等による補助金の交付を受けていない者

2 転入奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前項の要件を満たす者

(2) 私立保育施設等に就職した日から1年前までに香川県外から新たに本市に転入した者で、申請時に本市の住民基本台帳に登録されている者

(奨励金の額)

第3条 就職奨励金および転入奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 就職奨励金 300,000円とし、100,000円ずつを3年間に分けて交付する。

(2) 転入奨励金 200,000円とし、初年度に100,000円、次年度以降に50,000円ずつを3年間に分けて交付する。

(交付の申請)

第4条 就職奨励金および転入奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる必要書類を添えて、初年度については就職した年度の次の年度の4月末日までに、次年度以降については4月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、次年度以降については、必要書類の添付を省略することができる。

(1) 保育士登録証の写し

(2) 雇用条件が分かる書類の写し

(3) 県外から市内に転入してきたことが分かる書類（転入奨励金の対象者に限る。）

(4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の奨励金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の適否を決定したときは、坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等交付決定（却下）通知書（様式第2号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

（交付の中止）

第6条 就職奨励金および転入奨励金は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める事由が発生した場合には交付しない。

(1) 就職奨励金 私立保育施設等において勤務しなくなった場合。ただし、年度の途中で勤務しなくなった場合は、当該年度以降の奨励金を交付しない。

(2) 転入奨励金 市外に転出した場合。ただし、年度の途中で市外に転出した場合は、当該年度以降の奨励金を交付しない。

（実績報告）

第7条 申請者は、各年度の3月31日（その日が坂出市の休日を定める条例（平成元年坂出市条例第25号）に定める休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）までに坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等実績報告書（様式第3号）を市長に提出し、奨励金交付の条件を満たしていることを証明しなければならない。

（奨励金の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは奨励金の額を確定し、坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等確定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第9条 申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の支払）

第10条 市長は、前条の請求書を受理した後、速やかに奨励金を支払うものとする。

（変更等の届出）

第11条 申請者は、第4条の規定による申請以後に申請内容等に変更が生じた場合は、坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等変更届出書（様式第6号）に変更内容の分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消しおよび奨励金の返還）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した奨励金があるときは、申請者に対し、坂出市潜在保育士等就職支援奨励金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第7号）により、その全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
  - (2) 第7条の実績報告書を提出しなかったとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。